

様式第6号（第3条関係）

石危対第332号  
石総第217号  
令和5年12月5日女川原発の避難計画を考える会  
代表 原 伸 雄 様

石巻市長 齋 藤 正 美



## 公文書不存在決定通知書

令和5年11月22日付けで請求のありました公文書の開示については、石巻市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書が存在しないことを決定しましたので通知します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石巻市長に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、石巻市を被告として（訴訟において石巻市を代表する者は石巻市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

請求のあった 公文書の名称等	別紙「公文書の名称等及び存在しない理由一覧」のとおり
公文書が存在 しない理由	
担当課等名 及び連絡先等	総務部危機対策課 主任主事 高橋 大貴 連絡先 0225-95-1111（内線4312）
備 考	（情報公開に関する連絡） 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号 石巻市総務部総務課（市役所本庁舎4階） 担当：法務係 主査 萬代 ひかる 電話 0225-95-1111（内線4036）

■公文書の名称等及び存在しない理由一覧 (別紙)

担当課 総務部危機対策課 電話 95-1111 (内線4312) 担当者職氏名 主任主事 高橋 大貴

請求のあった公文書の名称等	公文書が存在しない理由
<p>1 「女川原発の避難計画を考える会」からの別紙第1次質問から第4次質問を女川地域防災協議会の作業部会のテーマにするかどうかについて、石巻市の内部で協議した経過と結果が分かる一切の文書。</p> <p>2 上記質問を女川地域防災協議会の作業部会のテーマにするかどうかについて、宮城県、内閣府と協議した経過と結果が分かる一切の文書。</p>	<p>請求のあった公文書は作成していないため存在しない。</p>